ID:　192

担当部署:　市民生活部 市民室 人権・男女共生課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例　第10条
例規番号	平成24年条例第38号

【根拠条文】

（使用料）

第10条　使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

別表（第10条関係）

施設使用料金表

室名	広さ（m^2）	収容人員（人）	施設使用料金（円）		
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
小会議室	19	12	500	400	400
大会議室1	62	45（66）	1,620	1,320	1,320
大会議室2	50	30（54）	1,320	1,120	1,120

備考　収容人員の欄の（　）書は、最大収容人員とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日